

平成30年 第12回農業委員会総会 議事録

日時：平成30年12月12日(月) 13:30～15:05

場所：菊池市役所2階 204号会議室

1. 招集者：菊池市農業委員会会長 丸山利明

2. 出欠状況：出席委員18名／19名

3. 出席委員名簿

農業委員（**欠席**）

1番 工藤清子委員 2番 永田孝子委員 3番 歌丸研一委員 4番 工藤真理子委員
5番 榎田實 **6番 緒方哲郎委員** 7番 永田正一郎委員 8番 坂田貞志委員
9番 右田博昭委員 10番 右田正臣委員 11番 高山悦子委員 12番 松永孝志委員
13番 緒方啓一委員 14番 丸山利明委員 15番 荒木孝子委員 16番 水上義夫委員
17番 川口毅憲委員 18番 守塚伸二委員 19番 高木洋一委員

事務局職員

（本 庁）高野美由紀、望月睦美、城栄太朗、近藤孝雄

（七城分室）小林政純

（旭志分室）下川利治

（泗水分室）角田公秀

4. 会議

開 会

【事務局】

それでは、全員ご起立をお願いします「皆さん、こんにちは」ご着席下さい。

本日は議会開催中で坂本局長が議会に出席していますので欠席させていただきます。まず1枚ものの取り下げ書をご覧になって下さい。議案書の12ページから13ページをお願いします。農地法第3条許可申請の2番ですけれどもこの案件につきまして取り下げ書が本日提出されましたのでご報告申し上げます。本日は出席番号6番緒方哲郎委員から欠席の届出がっております。只今の出席者数は18名です。定足数に達しております。只今から平成30年第12回農業委員会を開催いたします。本日の審議事項はお手元の議案書のとおりです。慎重にご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは最初に丸山会長からご挨拶を頂きました後、議事録署名者の指名・又、議事の進行の方よろしくお願いいたします。

(1) 会長挨拶

【会 長】

改めましてこんにちは。大変厳しい寒さになってきました。そのような中農業委員会

組織は平成28年4月1日施行に新たに農業委員会制度のもと今年10月で全国の農業委員会が新体制に移行しその面たる使命である農地利用の最適化の取り組みに積極的に推進しているところです。またこのような中で農地中間管理事業の5年後の見直しと所有者不明農地の相続未登記の地の活用について平成30年農業経営強化促進基盤法の農地法の改正に伴いますマニフェストが届いておりますのでこの2つのことは本日総会終了後に事務局に渡して皆さんのお手元に差し上げたいと思っております。大変農業委員と最適化推進委員の色々な行事をしていく中で大変全国的になかなか上手くないというお話です。そんな中で色々な農業委員会の会長さんと話をしていくと私のところのように農業委員会の総会に農業委員だけの総会をしているところ、あるいは最適化推進委員さんを含めている総会をしているところ、また部分的ではございますが案件がでた集積委員さんに意見を求めるという色々なやり方をしている農業委員会があります。私達もこの後最適化推進委員さんとの事業あるいは活動に取り組んでいく中でどのような選択肢していくのかということをお次年度辺りから考えて今のところ事務局との話し合いですが年に3回ぐらいは集積委員さんを含めた農業委員会の総会を開きたいということをお願いしているところです。大変、皆さんも忙しいところですが私達も与えられた中でやっていかなければならないということですので宜しくお願いします。本日の案件は議案第1号から第7号、第8号、報告案件1件でございます。どうか慎重なご意見を賜りますようお願いしまして挨拶といたします。それでは議事録署名人を指名いたします。菊池市農業委員会会議規則第18条に元づきまして議席番号18番守塚委員、19番高木委員を指名いたします。宜しくお願いします。

5. 議案審議

(1) 第1号 新規就農について

【会 長】

それでは案件に入ってまいります。

まず、議案第1号を上程いたしますので事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第1号、新規就農についてでございます。議案書の1頁をお願いします。新規就農にあたり別紙のとおり事業計画書の提出がありましたので審議の上委員会の決定を頂くものです。今回の案件は2件でございます。2頁をお願いします。申請者の住所氏名、申請の理由、過去の農業従事状況、取得等予定候補地における事業計画、目標年時における経営面積、ならびに次ページになりますが5の家族、農業用機械の保有状況等作付・管理計画につきましては議案書記載のとおりです。去る11月28日丸山会長と担当農業委員の永田正一郎委員さんと緒方哲郎委員さん事務局とで面談を行ないましたのでその結果を踏まえまして永田正一郎委員さんより御意見を申し上げます。

【永田正一郎委員】

7番永田です。只今、ご案内がありましたように28日に面談を行ないました。2人行ないましてこの2人は親父さんが兄弟で2人がいとこになります。実家も農業の後継

者になりますが独立して自分の農業経営を目指すものであります。就農の理由、計画、作業管理などは、農業計画書どおりです。やる気満々の好青年です。ご審議お願いします。

【事務局】

2件目につきましては4ページから5ページになります。申請者及び1、申請理由から次ページの7、作付け・管理計画まで議案書記載のとおりでございます。この件につきましても11月28日丸山会長と担当農業委員さん永田正一郎委員さんと緒方哲郎委員さん、農地最適化推進委員の原田推進委員さん事務局とで面談を行なっております。只今、担当委員さんからご意見があったとおりでございます。

【会 長】

只今新規就農につきまして事務局、担当委員さんからの説明がございましたがこの件に関しまして何かお尋ねご意見等ございましたらお受けいたします。

～意見なし～

【会 長】

意見もないようですので新規就農について承認することにご異議ございませんか。

～意義なしの発言～

それでは、新規就農につきまして承認することに決定します。

(2) 議案2号 あっせん登録申出について

【会 長】

次に議案第2号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案書第2号あっせん登録申出についてでございます。議案書の6頁をお願いします。農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせん譲受等候補者名簿」に登録のため別紙のとおり申請者の提出があったので、審議のうえ委員会の意見を決定するものです。今回の案件は1件です。7頁に登録申出書を添付しております。申請者の住所氏名、経営状況、家族、職業並びに収入等農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては議案書記載のとおりです。このたび農業経営基盤強化促進法に基づく所有移転のためあっせん登録を申し出されたものです。担当地区の榎田委員さんよりご意見をお願いします。

【榎田委員】

5番の榎田です。この方はもとは農協に勤めておられた方です。退職後は米、麦、を中心に奥さんと二人で頑張っておられます。非常に農業に熱心な方ですので申し分ないと思います。どうぞ、よろしくお願いします。

【会 長】

只今あっせん登録申出につきまして事務局、担当委員さんから説明が終わりましたがこの件につきまして何かおたずねご意見等ございましたらお受けいたします。

～意見なし～

【会 長】

意見もないようですのであっせん登録申出につきまして承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

【会 長】

それではあっせん登録申出につきましては承認することに決定いたします。

(3) 議案第3号 買受適格証明願いについて

【会 長】

次に議案第3号を上程いたします。事務局から議案の説明をお願いします。

【事務局】

議案第3号買受適格証明願いについてでございます。議案書8頁をお願いします。公売に付された別紙農地について耕作目的の買受適格証明願いが提出されたので、適格者としての可否をご審議のうえ委員会の意見を決定し、適格証明書を交付するものです。今回は1件です。9頁から10頁をお願いします。買い受けようとする土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、買受希望者の住所氏名、耕作面積、従事者の状況等につきましては議案書記載のとおりです。担当地区の工藤真理子委員さんより意見をお願いします。

【工藤真理子委員】

4番工藤です。申請人さんは現在団体職員ですが、休日にご両親と農作業をされております。あと2年で定年を迎えられますが今も豆とか野菜を作っておられますので問題はないと思います。どうぞよろしくをお願いします。

【会 長】

只今買受け適格証明願いにつきまして事務局、担当委員さんより説明が終わりましたがこの件につきまして何かおたずねご意見等ございましたらお受けいたします。

～意見なし～

【会 長】

意見もないようですので買受適格証明願いにつきまして承認することにご異議はございませんか。

～異議なしの発言～

【会 長】

それでは、買受適格証明願いにつきましては承認することに決定いたします。

(4) 議案第4号農地法第3条許可申請について

【会 長】

次に議案第4号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第4号農地法第3条許可申請についてでございます。議案書の11頁をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転に関し、別紙のとおり申請書の提出があったので、ご審議のうえ許可相当のものについては許可指令書を交付するものです。案件は所有権3件、賃借権設定4件、使用貸借権設定4件です。詳細につきましては担当より説明いたしますのでご審議のほど宜しくお願いします。

【会 長】

所有権移転の1番につきまして説明をお願いします。

【事務局】

今月の案件は農地法第3条第2項に該当しないので許可要件を満たすものと考えます。それではまず1番です。12頁をお願いします。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番につきまして担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。譲渡人の要望で知人である譲受人に話しがいきましてお互いの合意によりまして所有権の移転になりました。譲受人は米や麦を栽培されております。なにも問題はないと思います。よろしくをお願いします。

【会 長】

2番につきましては先程取り下げという報告を受けましたので。3番につきまして説明をお願いいたします。

【事務局】

はい。13頁をご覧ください。3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【工藤真理子委員】

4番工藤です。公売です。譲受人は先月買受適格証明をうけた方で家族全員で酪農を営んでおられます。問題はないと思いますので、宜しくお願いします。

【会 長】

次に4番をお願い致します。

【事務局】

4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【工藤真理子委員】

4番工藤です。先程の買受適格証明申請の方です。説明のとおり問題はないと思いますので宜しくお願いします。

【会 長】

次に、賃貸借権設定の1番と2番は関連していますので一括して説明してください。

【事務局】

14番をご覧ください。1番と2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。借受人は先程説明がありました新規就農者です。借受人の希望により地元の貸付人の方と話しが合いましてお互いに2筆が要望によりまして賃貸権の設定になりました。宜しくお願いします。

【会 長】

次に3番をお願いいたします。

【事務局】

3番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。こちら先程申しました新規就農者の方の要望によりまして地元の方の話によりまして賃借するようになりました。よろしく申し上げます。

【会 長】

次に4番をお願いいたします。

【事務局】

4番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。貸付人が高齢の為何も出来ないので隣接する土地に借受人の方が耕作されていまして話をもっていかれまして賃貸するような設定になりました。なんら問

題ないと思います。宜しくお願いします。借受人は米、麦を作っておられます。よろしくお祈りします。

【会 長】

次に使用貸借権の1番、3番、4番につきましては関連しておりますので一括で説明をお願いします。

【事務局】

16頁をご覧ください。使用貸借権の1番、3番、4番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番、3番、4番に付きまして担当委員さんの説明をお願いします。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。1番は父親と息子です。親父さんの田んぼを賃借するという借受人の要望です。3番は借受人の希望で地元の方と賃借になります。4番も同じく地元の方と賃借です。

【会 長】

次に2番をお願いします。

【事務局】

2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。貸付人と借受人は祖父と孫の関係です。借受人の新規就農に対しまして要望により祖父との使用貸借権の設定になっております。宜しくお願いします。

【会 長】

それでは農地法第3条に関する許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんからの説明がございましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

～意見なし～

【会 長】

ご意見もないようですので承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、承認することに決定いたします。

(5) 議案第5号 農地法第4条許可申請について

【会 長】

次に議案第5号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第5号農地法第4条許可申請についてでございます。

17頁をお願いします。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上委員会の意見を決定いただくものです。今回案件は、3件です。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いいいたします。

【会 長】

1番につきまして事務局より、説明をお願いいたします。

【事務局】

18ページをご覧ください。1番です。申請地、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は農用区域内の農地で農業用施設用地に用途区分されている農地になります。農業用施設になりますので転用可能です。

【会 長】

1番につきまして、担当委員さんの意見を願いいいたします。

【永田孝子委員】

7番の永田です。6日の日に丸山会長、田中推進委員、事務局、申請者により現地調査を行ないました。現地は国道387号線とグリーンロードの交差点、花房交差点東へ約1,500mぐらい入ってから200mぐらいのところにあります。スクリーンの右側が豚舎ですね、豚舎がありまして申請人はそこに約1,800頭位飼養されています。豚舎敷地内の雨水排水処理につきましては長年に渡り放置状態であることから豪雨のさいは西側の農地所有者に大変迷惑をかけておりました。そういうことで申請地は豚舎の敷地に隣接しており比較的地盤の低い西側に位置していることから調整池としてこの土地を申請になりました。現在はご覧のとおり荒れております。ここに調整池をつくり池は約2mから2m50位掘り下げて素掘りで作るそうです。底の方に浸透の砂利を3ヶ所くらい設置し地下浸透させるそうです。オーバーフローになりました場合は隣接の排水溝に流すと言うことです。前々からここは、構造改善がされておりましたが水が一応流れておりましたがそれが隣の構造改善の方に流れ込むということがあり申請人も考え、ここも荒れておりましたのでここに貯水池を作り改善したいということです。なんら問題ないと思います。宜しくお願いいいたします。

【会 長】

次に2番、3番につきまして関連がありますので一括で説明をお願いいたします。

【事務局】

2番、3番です。申請人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は宅地や雑種地に囲まれています。農地区分上は概ね10ha未満の小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当し許可は可能な場所です。2番に

つきましては議案書には記載してないんですけど、現地調査の際にすでに転用されてい
ましたので始末書の方を提出して頂きました。追認許可となります。3番につきまして
はまだしていないということで出されています。

【会 長】

2番、3番につきまして担当委員さんの意見ををお願いします。

【右田博昭委員】

9番の右田です。申請地は国道387号線沿いの城北自動車学校から南に150mい
こいの森公園の周回道路の東側の位置にある第2種農地です。7月の総会の時点で転用
した宅地の通路の隣接地であり申請人さんの所有の倉庫回りの土地になります。細長い
42㎡ということで狭くて他に有効利用が出来ませんので施設住宅、宅地と一体利用す
る為に宅地拡張するものです。先程事務局から内容がありましたが12月6日現地調査
の時に右のところですけども、転用地にもうコンクリートがしてありました。なぜです
かという話になりましたが分けてすると割れると言うことでしてしまっただけというこ
とで始末書を付けて下さいということで始末書添付になりました。給排水はありません。
雨水は通路側溝に放流し、末端に浸透井戸を設置し浸透させます。近隣農地はなく影響
はありません。次の申請地ですけど、今の隣接地になります。当該地は上水道が埋設さ
れておりまして隣接の東側宅地造成の住民さんが、西側隣の隣接のいこいの森公園を利
用する為の通路として利便性をあげる目的で転用されるものです。計画概要は転用面積
27㎡ですが厚さ10cmのコンクリート舗装をする。給排水はなしと雨水は通路側溝
に放流し、末端に浸透井戸を設置し浸透させるということです。周辺に農地はなく影響
はありません。皆さんのご審議、よろしくをお願いします。

【会 長】

ただいま農地法第4条の許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんからの説明
がございましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受け
いたします。

～意見なし～

意見もないようですので、承認し許可相当の意見を付して県知事に進達することに、
ご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、許可相当の意見を付して県知事に進達することに決定します。

(6) 議案第6号 農地法第5条許可申請について

【会 長】

次に、議案第6号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局】

議案第6号農地法第5条許可申請についてです。

19頁をお願いします。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の

提出がありましたので、ご審議の上委員会のご意見を決定いただくものです。今回案件は、所有権移転8件です。賃借権設定2件、使用貸借件2件です。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

【会 長】

それでは所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

【事務局】

20ページをご覧ください。1番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。転用事業者は太陽光事業を営む法人で菊池市四町分で畑3筆16,134㎡の所有権取得し太陽光発電設備を転用する案件です。こちらにつきましては、22分の賃借権設定の1番と同一の案件です。スクリーンをご覧ください。黄緑色が山林となっておりますオレンジ色に見えるのは畑です。こちらの濃い緑が原野です。申請地は山で囲まれています。農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地になっていることから第2種農地に該当し許可が可能な場所です。土地の利用計画内容は太陽光発電設備としてパネル21、210発電出力6、363kwのパネル用地103、644㎡、調整池10,417㎡その他通路等に転用する計画となっております。

【会 長】

1番につきましては私が担当になっておりますので意見を述べたいと思います。14番の丸山です。今、事務局より説明がございましたように太陽光を新設して売電する事業になっております。申請地は本庁から直線で約10km北に向かったところで先月太陽光で出ました旭志総合支所から原植木線を約8km行ったところの東側に位置するところです。図面を見て頂いたようにこの農地につきましては進入路あたりもなくほとんど原野からの接続というところで現地も確認するようになかったというです。前もってここに農地がある自体を分かっておりませんでした。それも代理人さんの話では何かの目的でこの所有者は買われたということでこの方は以前テレビ等でも放送されました食材の中で走る豚をやられている方でそちらの方で一応利用する計画ではなかったのではと思っております。ただ何年と荒廃農地になっておりますので今回の事業は原野が主でここ辺りは進入計画路の用途のほうで使って行きたいというお話でした。そういうことでこの所有権移転の1番についてはもうやむを得ないと私は思っていますので皆さんの意見を聞いて決定するならと思っております。宜しく申し上げます。

【会 長】

次に2番をお願いします。

【事務局】

2番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積につきましては、議案書記載のとおりです。転用事業者は不動産業を営む法人で菊池市野間

口の畑1筆2, 120㎡の所有権を取得し建売住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。こちらの黄色い線が下水道になっておりまして、青色に線が上水道になっております。こちらにつきましては2種類以上の埋設管、上下水道のある道路の沿道区域内で概ね500m以内に2つ以上の公共施設のもみじ歯科と菊ノ池保育園がある第3種農地、原則許可の場所です。

【会 長】

2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。6日の日に現地調査を行ないました。スクリーンに映ってませんが上の方の国道325号線の野間口の交差点から南へ300m入ったところの東原地区内に申請地があります。年3、4回くらいで草の生えない状態で整備されておりました。譲渡人が高齢で以前からこの土地を手放したいと考えており今度の譲渡人との売買、所有権移転となりました。譲受人は不動産業を営んでおりここに建売住宅を建設するものです。住宅は7棟平屋を建設し進入路の整備となっております。給水は先程申しましたように市営の公営水道、生活雑排水汚水は公営の下水道へ接続放流するようになっております。地元区よりも同意書をもらってありなんら問題ないと思います。宜しくご審議をお願いします。

【会 長】

次に3番をお願いします。

【事務局】

3番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積につきましては、議案書記載のとおりです。転用事業者は法人で菊池市広瀬にて畑1筆361㎡の所有権を取得し個人住宅にする案件です。薄橙色が雑種地になっております。ピンク色が宅地になっております。申請地は宅地に囲まれておりまして農地が10ha未満の広がりです。農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地で許可可能な場所です。

【会 長】

3番につきまして、担当委員さんの意見ををお願いします。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。6日の日に現地調査を丸山会長、田中推進委員、事務局と農政課との立会いがありまして現地調査を行ないました。申請地は国道387号線の花房交差点より約300mくらい入り込んだ住宅地の中にあります。申請地現在家庭菜園を作付けされております。申請人はここに住宅と駐車場、農業用倉庫の造成建築の申請が出ております。菊池市の計画しておりました合併前の庁舎の建設用地として申請人の自宅がその場所に当たりますのでその代替としてここに代替用地としてこの申請地を選定したということ市農政課の立会いもあって現在に至っております。何ら問題ないと思います。宜しくお願いします。

【会 長】

次に4番と5番は関連しますので一括で説明をお願いします。

【事務局】

所有権移転の4番・5番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。個人住宅につきましては転用事業は法人で菊池市七城町甲佐町、田2筆500㎡の所有権を取得し転用する案件です。続きまして5番につきましては、七城町甲佐町にて田1筆574㎡を所有権を取得し貸し駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。4番につきましては七城支所から500m以内にある第2種農地です。5番につきましても七城支所から500mにある第2種農地です。

【会 長】

4番・5番について担当委員さんの意見をお願いいたします。

【榎田実委員】

5番の榎田です。只今説明がありましたように申請地は七城支所から東500mの間所の集落内にあります。譲受人さんは現在七城町の雇用促進住宅に住んでおられます。奥さんと子供さん3人合わせて5人の家族で子供さんの学校、保育園、病院も近くにあるということでこの地を選ばれました。給水は井戸をボーリングするそうです。排水につきましては、雑排水は市の下水道に接続処理されます。雨水は敷地南側に浸透枡を設置し地下浸透させるそうです。工事中は敷地内の雨水や土砂等の流出がないように適切な処理をして近隣に迷惑がかからないように務めるといことです。5番につきましては4番の隣の土地になりますので、4番に住宅を建設する際隣の残地を駐車場にして借りたいとの申出が隣接する住宅から話がありました。そこで11台分の駐車場を計画します。給水はありません。排水の雨水は砂利を敷いて浸透と敷地南側に浸透枡を設置し地下浸透させるそうです。以上のことから4番、5番の申請については問題ないと思います。皆様のご審議をお願いします。

【会 長】

次に6番をお願いします。

【事務局】

21ページをご覧ください。6番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、につきましては、議案書記載のとおりです。転用事業者は不動産業を営む法人で菊池市七城町甲佐町に田2筆計861㎡の所有権を所得し建売住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。西側の農地の方が七城支所から概ね500m以内にある第2種農地になっております。こちらの東側の農地については農業公共投資の対象になっている第1種農地です。第1種農地につきましては原則不許可ですが集落接続に該当してしますので、転用可能です。

【会 長】

6番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【榎田實委員】

5番の榎田です。申請地は先程説明がありました4番の隣接地になりますので譲受人さんが七城町で戸建て住宅用地を探されておりました。そんなところ譲渡し人さんと話がまとまり今回の申請になりました。申請地は3棟の建売住宅を建設予定で給水は地下ボーリングを使用し生活雑排水は市の公共下水道へ接続します。雨水は敷地内南に浸透枡を設置されます。申請地は盛土1mほどの造成工事をされますが工事中それと完成後も近隣に迷惑がかからないよう安全に注意を図られるということです。以上のことから問題ないと思います。皆様のご審議をお願いします。

【会 長】

次に7番をお願いします。

【事務局】

7番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、につきましては、議案書記載のとおりです。転用事業者は2名とも個人で菊池市泗水町住吉で畑2筆584㎡の所有権を取得し個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域内である第2種農地で許可可能な場所です。

【会 長】

7番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【右田博昭委員】

9番の右田です。申請地は国道387号線から菊池農高正門に入る交差点より東へ1kmの位置にある第2種農地2筆です。申請人さんはトラックの運転手をしており妻の実家に同居親子5人になり手狭になった為新築されるものです。将来、実家の両親と同居を考慮した建築計画と仕事面を考慮しトラックの駐車場スペースが確保できる土地の広さが選定条件となり共稼ぎの妻の実家も近く両親の助けを借りながら子育てが出来る事からこの地を選定されました。計画概要は事務局ご案内のとおりです。資金計画は全額、工務店さんからの借り入れで問題ないと思います。給排水計画について給水は市の上水道を利用し排水については生活雑排水、汚水は合併浄化槽により処理し東側の道路側溝に放流する。雨水については浸透枡に収拾し浸透させオーバーフロー分は東側側溝に放流する。区長さんへの排水同意書も取られており近隣農地への影響もないと思われま。皆さんのご審議宜しくをお願いします。

【会 長】

次に8番をお願いします。

【事務局】

8番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積につきましては、議案書記載のとおりです。転用事業者は個人で菊池市泗水町吉富で畑1筆213㎡所有権を取得し個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請

地は宅地に囲まれており概ね10ha未満の宅地化が見込まれる第2種農地で許可可能な場所です。

【会 長】

8番につきまして担当委員さんの意見ををお願いします。

【右田博昭委員】

9番右田です。申請地は先程の4条案件と同じいこいの森公園の周回道路の東側の隣接地になります。申請人さんは会社員で現在泗水町吉のアパートで住んでおられ、親子3人家族ですが将来の生活設計を考えられて新築されるものです。申請地は隣に公園がある住宅関係にも恵まれて仕事の通勤にも便利であり夫婦の実家の中間点で両親が子供の面倒を看てくれるのにも、また将来両親を看るにも大変都合がよい場所となっております。計画概要は事務局案内のとおりです。給排水計画については給水も排水も市の施設を利用し雨水については隣接通路側溝に排出し中間に浸透移動を設置し浸透させます。近隣農地はなく影響もありません。皆さんのご審議宜しくをお願いします。

【会 長】

次に賃貸借権設定の1番をお願いします。

【事務局】

22ページをご覧ください。1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積につきましては、議案書記載のとおりです。転用事業者は太陽光事業を営む法人で、菊池市原にて賃貸借権設定を行い畑1筆4,833㎡を転用する案件です。こちらは先程ご説明しました20ページの所有権移転の1番と同一案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は周囲を山に囲まれています。農地区分上は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地に該当し許可可能な土地です。

【会 長】

1番につきましては私の担当ですので意見を述べたいと思います。14番の丸山です。事務局より説明がありましたように所有権移転の1番と事業計画は同じです。この賃貸借設定の1番の貸付人さんは造園業をされております。今回の利用目的としては貯水池を設置するという事でどうしてもこの場所まで必要だったという説明でございました。そのような中で事業計画中では太陽光のパネル設置後は雨水を自然浸透にするということと浸透できなかった分については集積しこの貯水池に集めてそれから北に河原川がありますのでそちらの方に放流するという事です。被害防除対策としては造成中に災害等が起きた場合には速やかに対応しますという説明がありました。以上のことから転用やむなしと考えるところです。皆さんの審議を宜しくお願いいたします。

【会 長】

次に2番をお願いいたします。

【事務局】

次に2番に入る前に議案書の21ページの6番の備考欄をご覧ください。こちらですね事業面積等が書いてありますが、こちら書いてある項目が22ページの1番備考欄に本来入れるはずのものだったので申し訳ございませんが修正をお願いします。続きまして2番の説明にまいります。

【事務局】

2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積につきましては、議案書記載のとおりです。転用事業者は太陽光発電事業を営む法人で菊池市出田で田4筆、畑1筆の2,810㎡を賃借権を設定し太陽光発電設備に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は概ね10ha未満の農業公共投資の対象となっていない第2種農地になっております。土地の利用計画内容としましては太陽光発電設備としてパネル825枚、発電出力が214.5kwのパネル用地11,364.87㎡管理通路等1,158.13㎡に転用する計画になっております。

【会長】

2番につきまして担当委員さんの意見ををお願いします。

【永田正一郎委員】

7番永田です。6日の日に現地調査をしました。国道387号線沿いの花房小学校より東へ約800m位の所に位置します。現在は小作に出してありまして地元の方の牧草が作付けされておりました。借受人は太陽光発電事業を管理運營業務に取り組んでおられすでに近くに太陽光発電施設敷地が8つあります。これで9つ目の太陽光発電施設の設置になります。スクリーンのように今、牧草が作られております。パネルは825枚設置されるということで、南北に細長い敷地でありますので南から北の方へ傾斜があります。ここに太陽光のパネルを設置します。表面を少し整地して砂利を敷き鎮圧はせずにそのまま設置するという事です。雨水排水処理として自然浸透させるということになっております。周囲はフェンスで囲み道路の反対側もフェンスで囲み進入出来ないようにするそうです。20年間の賃貸契約になっております。地元には説明会をする予定になっております。なんら問題ないと思います。宜しくをお願いします。

【会長】

次に使用貸借権設定の1番をお願いします。

【事務局】

23ページをご覧ください。1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積につきましては、議案書記載のとおりです。転用事業者は自営業を営んでおり菊池市泗水町住吉で畑1筆336㎡の使用貸借権を設定し個人住宅兼事務所に転用する案件ですスクリーンをご覧ください。申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地になっております。このように全体的に畑が広がっております。第1種農地につきましては原則不許可ですが例外である集落接続が該当しますので転用可能です。

【会 長】

1 番につきまして担当委員さんの意見を申し上げます。

【工藤真理子委員】

4 番の工藤です。1 2 月 6 日申請人さん、川口副会長、事務局、水田推進委員さんと私で現地調査を行ないました。泗水東小から旭志の伊坂方面へ約 8 0 0 m 南住吉地区消防機械庫から右へ 3 0 0 m ほどの閑静な住宅地の一角です。西側には畑が広がっておりますが南北と東側は住宅となっております。申請人さんは現在この近くのご実家にお住まいで園芸用肥料の販売をされております。兄弟二家族に弟さんが帰ってきたということで個人住宅兼事務所の新築を考えられました。たまたまこの土地が母方の叔父様の所有で問題なく貸して下さるそうです。給排水は市の上下水道を利用し雨水は既設水路に放流。区長さんの排水同意書が添付されています。造成中または建設中は十分な配慮を行い被害が出ないように注意し、完成後は隣接農地に迷惑がかからないよう最善の注意を図りますということです。隣接農地の方には農地転用の承諾書もっております。このような事から転用はやむをえないと思います。皆様のご審議宜しく申し上げます。

【会 長】

次に 2 番をお願いします。

【事務局】

2 番の方が航空写真の等を作成していませんでした。申し訳ありません。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積につきましては、議案書記載のとおりです。転用事業者は建設業に勤めており菊池市泗水町で畑 1 筆 4 7 4 m²の使用貸借権を設定し個人住宅に転用する案件です。こちらにつきましては 2 種類以上の埋設管上下水道のある道路の沿道区域内で概ね 5 0 0 m 以内に 2 つ以上の公共の施設があり田中医院と養生園診療所のある第 3 種農地となります。こちらにつきましてはスクリーンが準備できず申し訳ありませんでした。

【会 長】

2 番につきまして担当委員さんの意見を申し上げます。

【右田博昭委員】

9 番右田です。申請地は富の原保育園から南に 1 5 0 m くらいの位置にある第 3 種農地です。使用貸借権設定、転用許可申請になります。借受申請人さんは会社員さんです。現在、親子 4 人で近くのアパートに住んでおられますが子供の成長とともに手狭になってきたために新築されるものです。土地の選定につきましては実家から近いところに妻の父所有の土地があり無償で借り受けることができ、また両親の老後の生活や子供の学校環境を変えないことを考慮し公園も近くてこの住環境の良いこの地を最適と考え設定されたものです。計画概要は事務局ご案内のとおりです。給排水計画は下水道ともに進歩施設を利用します雨水については自然浸透とオーバーフロー分については道路側溝に放流します。隣接農地の承諾もっております。資金計画は全額金融機関からの借り入れで問題はないと思います。皆さんのご審議宜しく申し上げます。

【会 長】

農地法第5条の許可申請につきまして事務局、各担当委員さんからの説明は終わりましたがこのことについて何かご意見ご質問がありましたらお受け致します。

【工藤清子委員】

1番の工藤です。22ページの2番ですけれども、太陽光の地元説明会があるということですがふつうそういうのが出来ると言うことで説明があるというのが。普通こういうのが出来てから説明があるのですか。こういう案件があがる前に地元説明が行なわれてあるんじゃないですかそのところ宜しくお願いします。

【永田正一郎委員】

私も説明会をしてからの設置と思ったんですけど、農業委員会としてはそこまでしなくてもいいという話です。了解を得てなくても農地転用とそういう農地法にはまっていればですね進めてもいいという申請者のほうからの回答です。

【会 長】

今の永田委員の発言で事務局の方から何か補足があれば説明してもらいますけど、現地確認したときにその話は出まして上出田、下出田という集落があるらしくてその中間点に農地があるらしくて、こっちで説明して良いですかと言うといやうちのところじゃないけん、こっちでやってください。こっちに行くとうちは関係ないけんこっちにいてくださいという投げやり状態ということで、そうしたら両方やってくださいということで現地調査の時は帰りました。永田委員の言われたことで何か事務局であれば補足説明をお願いいたします。

【近藤農地アドバイザー】

農地転用許可するにあたってですね、条件として周辺の人に説明しなさいということはありません。ひとつ事業を行なわれることで周囲の方で一応こんなことをやりますからぐらいなその程度と考えています。それが条件となっているわけではございません。農地への影響があるとかそういうことであれば農地の所有者なり耕作者に事前に説明して影響ないとかそういうのはしっかりやらしてもらわないといけないと思います。

【会 長】

農地法では確かにそうだと思いますが。この申請者さんは当初で色々問題がありましてそれから地元集落とは必ず揉め事あたりがあっておりました関係上この会社が出てくるたびこの同じ集落での設置ということですのでどうしても地元の説明は農業委員会としてはお願いしてるところです。今回は現地調査のところである気はあるがどっちでしていいか分からないということでしたのでそれ以降について、何か連絡はきてますか。

【事務局】

まだきておりませんが後ほど確認する予定です。

【会 長】

確認してまた報告をお願いします。

【事務局】

はい。分かりました。

【会 長】

宜しいですか。他にはございませんか。

【会 長】

はいどうぞ。

【高山悦子委員】

11番の高山です。意見というか、おたずねです。20ページの5番のこの貸し駐車場ということで、先程ご説明で借りたいという人がいらっしゃるということなんですけどどこら辺で皆さん駐車場を持ってらっしゃる気がするんで、わざわざ11台も借りる方がいらっしゃることがあるんだなあと思ったんですけど場所としてはそんな状態なんですかね。

【榎田 實委員】

5番の榎田です。今の質問ですけど、隣に以前町営住宅がありました。そこが払い下げになって個人住宅が3戸出来ております。ですので、その方々は駐車場がございませんのでどっか他所の駐車場を借りたいという感じで今やっておられますので、その方々からの要望でした。

【高山悦子委員】

分かりました。ありがとうございました。

【会 長】

よろしいですか。他にはございませんか。はい、どうぞ。

【緒方啓一委員】

13番の緒方です。20ページの1番の太陽光発電の件と22ページの1番の同じ太陽光の会社ですけども施設の概要がどちらもパネルの枚数から調整池の面積から全てが同じ数字になっておりますが、面積が違うだろうと思っておりますけどどうかなと思っております。

【事務局】

こちらの概要説明につきましては20ページの1番の備考欄にある事業面積を見て頂ければと思いますが、こちらの面積が1つの事業でありまして、そちらの内訳を概要説明の方で書いてあります。つきましては22ページの1番も同一案件になりますので、同じ概要説明を入れさせて頂いております。

【会 長】

宜しいですか。

【緒方啓一委員】

面積もだいたい同じですか。

【会 長】

一括の面積を出してあると思います。

【事務局】

転用の場所については原と四町分の字の境目のところにありちょっと近場の場所にあります。

【会 長】

他にございませんか。

【川口毅憲委員】

17番の川口です。私もメガソーラーの件についてですけども今年の10月26日の熊日新聞に旭志のメガソーラーの安全性の問題がありましたし、例の鬼怒川の土砂災害も一部メガソーラーが原因であると一部認定されたというふうに思っていますが。今の会長と永田さんの説明で農業委員会としての説明は大体分かったんですが、地元の自治体と締結されるといわれている、土砂災害防止協定かな、これは菊池市の場合は特に会長なんかの案件は適用はされているのでしょうか。地元自治体との立地協定というやつですね。メガソーラーの施設とのですね。菊池の場合はこれだけ大がかりなものでも結んではいないということですか。

【事務局】

そちらにつきましては、今回関係あるのは菊池市役所の環境課と県北の林務課の方が関係するのですが、そちらの方で協定等がされるかとは思いますが。農地法ではそちらについては関係ありません。

【川口毅憲委員】

農地ですから何かあった場合に、先程説明があった他のところに対して迷惑がかかったり、土砂災害が起こった場合のことも考えると今の事務局の話もそうですが防災協定なりを結んでおくのが当然だろうし、項目の中に土砂災害が起きた場合のですね、対応の仕方とか当然そういうのも入っておかないといけないと思いますし。この前の新聞の記事に関しましても、項目が加えてあるのが一箇所くらいしかない。菊池の場合山が多いんでこういうことが時は誰が責任を取るのかと言う話に当然なるのかと思いますが。今の農業委員会の立場ではGOサインは出しても責任は取らんでいいけんという感じにも聞こえますから、今の農業委員会はそういうことに対して発言もせなんという立場であるならば協定が結んであるんだらばそういうところにちゃんと意見を言わないと、農業委員会が通したろがという話になってしまいますのである意味困った話になりますので。防災協定を菊池市が結んであるのかと言うことを確認して頂いてその内容の中に土砂の災害防止に関しての項目が入っているのか。入っていないならば入れてもらわないといかんだろうし、そういうふうに感じますがどうでしょう。

【事務局】

それにつきましては、総会終了後環境課等の方に確認の方をします。

【川口毅憲委員】

できれば何人でもいいけれど、来て説明してもらって良いですか。でないとかわかってらんでですよ。今んごたるメガソーラーのところに行ってですよ農業委員として、はいそうですと言えないでしょ。もし、そういう反対されている方とか周りから来られたとき、農業委員の立場としては言えませんが市の方をお願いしますとか県の方から説明し

てくれるとかいうふうになりますので対応が環境課がするんであればですよ。だったらもしくは内容を一回把握してるか、説明してもらうか、どっちかしてもらわないと。

【事務局】

局長とも相談しまして、関係部署のほうに確認したいと思います。

【会 長】

窓口が確定したときに、多分あると思いますのでその時は委員会の方に来て頂いて、きちっと説明して頂くように私の方からもお願いしときます。

他にはございませんか。

～意見なし～

それでは意見もないようですので、承認し許可相当の意見を付して県知事に進達することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

はい。それでは許可相当の意見を付して県知事に進達することに決定いたします。

(7) 議案第7号 農用地利用集積計画（案）について

【会 長】

次に、議案第7号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第7号 農用地利用集積計画（案）についてです。

24頁をお願いします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙農用地利用集積計画案につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議の上委員会の意見を決定頂くものです。ご審議の程よろしくをお願いします。

【会 長】

それでは全体の説明が終わりましたら、所有権移転の1番についての説明をお願いいたします。

【事務局】

25ページをご覧ください。農用地集積計画総括表案です。今月の利用権設定は賃借権設定が54件、使用貸借権設定が1件、所有権移転が9件、となっております。また、以上の第7号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。それでは所有権移転の各筆明細書の説明にまいります。議案書27ページをご覧ください。1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番について、担当委員さんの意見ををお願いします。

【緒方啓一委員】

13番の緒方です。4日の日に現地確認に行きました。所有権を移転するものと所有権移転を受けるものは同じ地区の方でございまして。所有権移転を受ける人の自宅のすぐ前にこの土地があるために所有権移転する方がこの畑を引きうけてくれんかいという

ことで話があり今回の相談ができたものでございます。小さな面積だったもので引き取ってもらったということです。なんら問題ないと思います。宜しくお願いいたします。

【会 長】

次に2番をお願いいたします。

【事務局】

2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

【会 長】

2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。所有権を移転する人と所有権を受ける人は同じ地区の人でお互いの合意によりまして所有権移転となりました。受ける人は水稲と養豚経営をやっておられなんら問題ないと思いますが宜しくお願いします。

【会 長】

次に3番をお願いいたします。

【事務局】

3番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については、議案書記載のとおりです。

【会 長】

3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【榎田實委員】

5番の榎田です。所有権を移転する方は今後海外に移住の予定で土地を売りたいと考えておりました。農地が隣で規模拡大を希望されていた所有権移転を受けられる方と話がまとまりました。所有権移転を受けられる方は

【会 長】

次に4番をお願いいたします。

【事務局】

4番ですけれども金額が間違っておりまして反当りが100万円でありまして、すみません修正をお願いいたします。では4番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

【会 長】

4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。所有権を移転する人は現在サラリーマンです。今後農業はされないということで所有権を移転される方にお互いの合意によって所有権の移転となりまし

た。受ける人は地区で水稻、いちごを栽培されております。また認定農業者であり今後とも活躍されると思います。なんら問題ないと思います。宜しくお願いします。

【会 長】

次に5番をお願いいたします。

【事務局】

5番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については、議案書記載のとおりです。

【会 長】

5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【歌丸研一委員】

3番の歌丸です。所有権を移転する方は高齢で農業するのを考えており小作をされている所有権を受ける方と話がまとまりました。所有権を受ける方は水稻、麦、いちご、メロンなど手広く農業をされており認定農業者でもあります。なんら問題ないと思います。皆さんのご審議宜しくお願いします。

【会 長】

次に6番をお願いいたします。

【事務局】

6番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

【会 長】

6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【守塚伸二委員】

18番の守塚です。所有権を移転する人は高齢で農地の処分を考えており9月の委員会であっせん申し出があった農地です。あっせんの申し出があったのでまず、小作人である所有権と受ける方に話をしたところ是非、買いたいと要望がありましたので今回の申請になりました。所有権の移転を受ける方は周辺で酪農をされており認定農業者でもあります。なんら問題はないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

【会 長】

次に7番をお願いいたします。

【事務局】

7番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については、議案書記載のとおりです。

【会 長】

7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【坂田貞志委員】

8番の坂田です。所有権を移転される方、三池さんと永田さんは水田が隣同士にあり三池さんは高齢の一人暮らしです。永田さんにしてもらえないかと相談されました。そしてお互い売買がまとまりました。そして永田さんは酪農をされており昨年、新しい大きな牛舎を建てられて後継者もしっかりされておりますのでなんら問題ないと思います。宜しく申し上げます。

【会 長】

次に8番をお願いいたします。

【事務局】

8番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

【会 長】

8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【守塚伸二委員】

18番の守塚です。所有権を移転する人は高齢で農地の処分を考えており9月の委員会であっせん申し出があった農地です。あっせんの申し出があったのでまず、小作人である所有権と受ける方に話をしたところ是非、買いたいと要望がありましたので今回の申請になりました。所有権の移転を受ける方は周辺で酪農をされており認定農業者でもあります。なんら問題はないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

【会 長】

次に9番をお願いいたします。

【事務局】

番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については、議案書記載のとおりです。

【会 長】

9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【工藤真理子委員】

4番の工藤です。所有権を移転される方、三池さんと永田さんは水田が隣同士にあり三池さんは高齢の一人暮らしです。永田さんにしてもらえないかと相談されました。そしてお互い売買がまとまりました。そして永田さんは酪農をされており昨年、新しい大きな牛舎を建てられて後継者もしっかりされておりますのでなんら問題ないと思います。宜しく申し上げます。

【会 長】

今回の計画は只今、説明がございました所有権移転9件、ほか賃貸借権54件、使用貸借権1件でございます。しばらく時間をとりますのでご確認いただきたいと思っております。

【会 長】

議案の確認をしていただいたと思います。この件に関しまして何かご意見、お尋ねがありましたらお受けいたします。はい、どうぞ。

【工藤清子委員】

1番工藤です。34ページの25番ですが野菜とありますが、支払い方法のところですね。ここは米の間違いではありませんか。

【事務局】

すみません。お米の間違いですね。訂正お願いします。

【会 長】

他にはありませんか。

意見もないようですので、原案の通り承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

はい。それでは原案のとおり決定します。

(8) 議案第8号 非農地通知について

【会 長】

次に議案第8号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第8号非農地通知についてでございます。45頁をお願いします。農地・非農地の判断について、審議のうえ委員会の意見を決定するものでございます。今回案件は2件です。詳細につきましては担当より説明しますのでご審議のほど宜しく申し上げます。説明に入ります前に地図のですね、48頁の地図の場所がずれてましたので、別紙で配っております地図に差し替えをお願いします。申し訳ありませんでした。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、所有者、現地確認日当は議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番につきまして担当委員さんの意見ををお願いします。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。現地確認を11月27日に私と推進委員の西山さんと事務局3人で現地確認をしました。位置はJAのカントリー施設の近所の道路沿いのお手元の資料にありますように九州ティ・エス工場の裏に位置します。周囲がすべて山林で、もう農地には復帰出来ないような状態でしたので私たちは非農地として現地調査をしました。ご審議をお願いします。

【事務局】

続きまして、2番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、現地確認日等につきましては議案書記載のとおりです。

【会 長】

2番につきまして担当委員さんの意見ををお願いします。

【工藤清子委員】

1番の工藤でございます。先月11月19日、事務局、推進委員さんと行きました。土地の所在地はお手元の資料のように旭志支所より東へ約2km行ったところにあり東側には牛舎、南側、西側には元旭電気、北側には道を挟んで山林と牛舎があります。この農地はすでに山林化してり、農業する上で適当な場所かと考えますと回りの状況からしても日当たりも悪く農地の持ち主の方が県外の方で農地の管理が難しいと思います。非農地として私たちは判断しました。致し方ないと思います。皆さんの審議を宜しくをお願いします。

【会 長】

非農地通知につきまして事務局、担当委員さんからの説明は終わりましたがこの件につきまして何かお尋ねご意見等ございましたらお伺いします。はいどうぞ。

【右田博昭委員】

非農地と判断された後の持っていき方を具体的にどういう風なあれをするんでしょうか。

【事務局】

非農地と判断されました場合は県と法務局と市の税務課にその旨の通知を出します。それとともに所有者の方にも地目変更登記をして頂くように地目変更登記は簡単にできますので。様式を作っておりますので、それと一緒に渡して本人さんに地目変更登記をして頂くようにしております。

【右田博昭委員】

通知は分かるんですけどその場合雑種地としてするんですか。どういう方法で山林なら山林と言う形で登記するんですか。

【事務局】

そこの判断をするのは法務局の方で判断します。今回の場合は山林とされるのかなというところです。

【右田博昭委員】

私の近くにもある、面積は狭いですけど、そういうところがあります。ぜんぜん、自然とせんだんの木が植わったりそういうところがありますが、その様な土地がどう言う風な方法で登記にもっていくのかを雑種地にするのか山にもならん、畑にもならん、どういう風な形にもっていくのかを判断するのか良く分からないので、地区の人たちに説明するのはですね、非農地にしますよとした時にはですよ、その後どのように持っていくのか説明がなかなか難しいところがあります。

【近藤農地アドバイザー】

不動産の地目はですね、登記官、法務局の登記官に権限があるんですよ。こちらで、山林なら山林と表明してでもですよ、登記官の権限でもって決められるんでそこはなんとも言いがたいですね。普通、地目変更のときは法務局から農業委員会の方にもうこれは非農地にしていいですか。と一般の方が窓口に行った場合ですよ。そうしてうちの方に照会があってこれが非農地だということであればそれは山林であると回答してそ

れが登記官でどういう風に地目設定するか

【事務局】

今、右田委員さんがおっしゃったようなところがあった場合はですね。農地パトロールの際とかですね。他の時でも良いんですけど、また個別に事務局に相談して頂ければ良いと思います。

【会 長】

宜しいですか。他にはございませんか。
それでは意見もないようですので、承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは非農地通知につきましては承認し、所有者宛てに通知することに決定します。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

報告案件です。49 筆をお願いします。今回は、合意解約についての 1 件です。

第 1 号「合意解約」についてでございます。50 筆から 54 筆をお願いします。農地法第 18 条の規定による合意解約の通知があったものです。今回は全部で 13 件となっております。

地目ごとの面積は、田が 14 筆で 26, 200 m²、畑 16 筆 70, 244 m²です。尚、詳細については議案書記載のとおりです。

以上、報告案件の説明とさせていただきます。

【会 長】

只今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

～意見なし～

意見等もないようですので、以上のとおり「報告」とさせていただきます。

本日予定しました議案は全て終わりましたが、その他で何かお尋ねやご意見等がありましたらお受けします。

意見もないようですので、本日上程されました議案並びに報告案件について終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。

皆さんご起立をお願いします。これをもちまして第 11 回農業委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

平成 30 年 12 月 10 日

菊池市農業委員会会議規則第 18 条の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

㊟

菊池市農業委員会 委員

㊟

菊池市農業委員会 委員

㊟